

令和3年度三条市高齢者世帯等 命綱固定アンカー設置補助金

高齢者世帯等の住宅の雪下ろし時の事故を未然に防ぐことを目的として、転落防止のための安全対策設備の設置工事に要する経費の一部を補助します。

主な要件

- ・ 市内に所在しており、自らが居住し又は所有していること。
- ・ 市内事業者(支店、営業所含む。)が施工すること。
- ・ 高齢者世帯等であること。
- ・ 一戸建て住宅及び付属建物(1/2以上が住居部分となっている併用住宅を含む。)

※克雪住宅(屋根雪を人力で下ろす必要のない住宅)は対象外



高齢者世帯等とは

高齢者世帯	次のいずれかに該当する世帯 ア 高齢者(満65歳以上の者又は満60歳以上であって介護保険法に定める要介護認定若しくは要支援認定を受けた者をいう。以下同じ。)のみで構成されている世帯 イ 高齢者及び児童(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)のみで構成されている世帯
身体障がい者世帯	世帯主が、身体障害者福祉法施行規則に定める障害の級別が1級から6級までのいずれかに該当する者である世帯
精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	世帯主が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に定める障害等級の1級から3級までのいずれかに該当する者又は知的障害と判定された者に対して都道府県知事が発行する療育手帳若しくは障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に定める知的障害者判定機関の判定書の交付を受けている者である世帯
ひとり親世帯	世帯主が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は父母のいない児童を養育する者で、世帯主以外の構成員が児童のみで構成されている世帯
その他	上記までに掲げる区分に準ずる世帯として市長が認める世帯

対象となる工事

- ・ 屋根雪除雪安全対策として命綱を取付ける金具等を設置する工事
- ※11月末までに設置工事を完了する必要があります。

補助金の額

工事費に2分の1を乗じて得た額とし、1棟当たり10万円を上限とします。
※1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとします。

申請方法

建築課窓口またはHPにある申請書に必要事項を記入の上、関係書類を添えて提出してください。

- ・ 工事着手前に提出するもの
 - ①三条市高齢者世帯等命綱固定アンカー設置補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②補助対象経費に係る見積書の写し
 - ③要介護、要支援、障がい者であることが証明できる書類(介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し)
 - ④その他市長が必要と認める書類
- ・ 工事完了後に提出するもの
 - ①三条市高齢者世帯等命綱固定アンカー設置補助金実績報告書(様式第7号)
 - ②補助対象経費に係る領収書の写し
 - ③工事着手前及び工事完了後の命綱固定アンカーの設置箇所の写真
 - ④その他市長が必要と認める書類

申請受付窓口・問合せ先

三条市 建設部 建築課 審査指導係
新潟県三条市旭町二丁目3番1号 本庁舎2階
電話:0256-34-5727

HP: <https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/kensetsubu/kenchikuka/index.html>

メールアドレス: kenchikuka@city.sanjo.niigata.jp

